

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 7月31日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	中央操作室換気空調系空調機加熱蒸気コイル温度制御空気駆動弁点検において、同弁駆動用空気減圧弁に動作不良が認められたため、当該弁を修理	D	
2	1号機	中央操作室換気空調系冷却機用圧縮機に動作不良が認められたため、当該圧縮機を点検・修理	D	
3	1号機	燃料交換機用計算機の故障を示すエラーメッセージが認められたため、当該計算機を点検・修理	C	
4	1号機	中央操作室換気空調系空調機（A）出口ダンパに動作不良（全開にならない）が認められたため、当該ダンパを点検・修理	C	
5	1号機	原子炉建屋排気ダクトの建屋壁面貫通シール部より外気の流れ込みが認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	2号機	残留熱除去海水系（D）ポンプ出口圧力計ガラスにひびが認められたため、当該計器を修理	D	
7	2号機	原子炉補機冷却水系薬液注入タンク入口弁と出口弁のいずれか、または両方にシートパスの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	4号機	制御棒駆動機構補修室内外差圧計点検において、調整不能が認められたため、当該計器を修理	D	
9	4号機	定期事業者検査「蒸気タービン設備検査（M1）」の検査要領書に誤記（作業場所）が認められたため、対応検討	D	
10	4号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ油タンク（A）と（B）の上部に設置されている連絡通路（グレーチング）に固定不良（1箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
11	4号機	原子炉隔離時冷却系タービンの蒸気入口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	C	
12	6号機	低圧復水ポンプ（A）用電動機の潤滑油ドレン配管閉止プラグに油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	集中環境施設	廃液濃縮系再生廃液濃縮器（A）加熱器蒸気ドレン等導電率記録計の記録用紙収納部に変形が認められたため、当該部を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで